

病院情報の公表の説明

公開目的：医療機関の DPC のデータの質の向上

医療機関の DPC データの分析力と説明力の向上

公開指標：7つの病院指標と3つの医療の質指標

病院指標

- 1) 年齢階級別退院患者数
- 2) 診断群分類別患者数等（診療科別患者数上位5位まで）
- 3) 初発の5大癌の UICC 病期分類別ならびに再発患者数
- 4) 成人市中肺炎の重症度別患者数等
- 5) 脳梗塞の患者数等
- 6) 診療科別主要手術別患者数等（診療科別患者数上位5位まで）
- 7) その他（DIC、敗血症、その他の真菌症および手術・術後の合併症の発生率）

医療の質指標

- 1) リスクレベルが「中」以上の手術を施行した患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率
- 2) 血液培養2セット実施率
- 3) 広域スペクトル抗菌薬使用時の細菌培養実施率

作成方法：厚生労働省が定める「令和6年度 病院情報の公表の集計条件等について」を基に、
当院の DPC データ（様式1、様式4、D ファイル、入院 EF ファイル、外来 EF ファイル）
を使用し作成しています。

DPC とは「Diagnosis Procedure Combination」の略で、厚生労働省が定める診断群分類

「診断 (Diagnosis)」と「治療・処置 (Procedure)」の組み合わせから、様々な状態の患者を分類するための指標です。DPC は入院症例のみが集計対象であり、外来症例は含みません。

様式1 とは、簡易版の退院サマリ

患者の性別や生年月日などの属性、入退院年月日、病名・手術情報、入退院時の各種判定や評価などの情報があり、患者がどのような状態で入院し、主にどのような治療（手術）を受け、何日間入院して、どのような状態で退院したかの概略が把握できます。

様式4 とは、医科保険診療以外のある症例調査票

原則、すべての退院患者（自費のみの症例を含む。）が対象となります。入院を通して、医科保険診療でどのような支払いがなされたのかの実績について、退院時点での確定情報でデータを作成します。

D ファイルとは、包括レセプト情報

診断群分類点数表により算定した患者に係る包括範囲の診療報酬請求情報及び出来高による診療明細情報です。DPC 対象病院のみが提出します。

EF ファイルとは、診療報酬算定情報

診療明細を記入した E ファイルと行為明細を記入した F ファイルを統合した診療報酬算定情報です。入院 EF ファイルと外来 EF ファイルがあります。

ICD とは、疾病、傷害及び死因の国際統計分類

死因や疾病の国際的な統計をとるため世界保健機関(WHO)によって公表された病名分類のことで、死因や病気ごとの国際的な比較や、医療機関における診療記録の管理などに活用されています。1990 年に国際統計協会により制定された第 10 版のことを分類基準 (ICD-10) と言います。

集計条件および集計方法

《共通項目》

使用するデータ： 様式 1、様式 4、D ファイル

《医療の質指標項目》

使用するデータ： 共通項目に加え、入院 EF ファイル、外来 EF ファイル

■集計条件

☆様式 1

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの退院患者であり、一般病棟に 1 回以上入院した患者
- ・ 入院した後 24 時間以内に死亡した患者又は生後 1 週間以内に死亡した新生児は集計対象外
- ・ 臓器移植 (『厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件 (令和 6 年厚生労働省告示第 101 号)』に規定) は集計対象外

☆様式 4

- ・ 医科レセプトのみもしくは歯科レセプトありの患者

☆入院 EF ファイル・外来 EF ファイル

- ・ 実施年月日が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの患者

■集計方法

単に数値を示すだけでなく、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (以下「医療広告ガイドライン」という。)」に定められた範囲内で特性等について必要にして十分な解説を行う。

医療広告ガイドラインは下記ウェブサイトを適宜参照。

<別紙3（医療広告ガイドライン）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001041462.pdf>

☆患者数

- ・ 親様式のみを用いてカウントした患者数とする
- ・ 統括診療情報番号が「0」で、様式1の病棟に関するフラグにおいて、「調査対象となる一般病棟への入院の有無」が「1」のレコードを1患者としてカウント（統括診療情報番号がAおよびBのレコードは除外）

※集計項目7）は例外とし、子様式がある場合は子様式を用いて集計を行うこと（個別項目参照）

- ・ 10未満の数値の場合は、－（ハイフン）を記入
例えば、「2）診断群分類別患者数等（診療科別患者数上位5位まで）」において、患者数が10未満の場合は、「患者数」にはハイフンを入力し、「平均在院日数（全国）」以外の項目にも、同様にハイフンを入力する

☆在院日数

- ・ 在院日数は、親様式の様式1開始日から様式1終了日までの日数とする
令和5年4月1日に入院し、令和5年4月2日に退院した患者の在院日数は2日である。

☆様式1とEFファイルの紐づけ

- ・ 様式1とEFファイルの両方を用いる指標の場合、「入院年月日」と「データ識別番号」を用いて患者を紐づける。

☆薬価基準コード等を示す「\$」の取扱い

- ・ 診療行為コードや薬価基準コード内に「\$」が含まれることがある。この場合、当該部分に入るすべての数値を集計対象とする。